

会津美里町公告第 4 1 号

会津美里町キャッシュレス決済およびセミセルフレジ導入業務に関する公募型プロポーザルを次の要領により実施する。

令和 5 年 6 月 1 2 日

会津美里町長 杉山 純一

会津美里町キャッシュレス決済およびセミセルフレジ導入業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

キャッシュレス決済機器端末とセミセルフレジを導入することにより、多様な支払方法の提供による町民の利便性の向上と、町の収納業務効率化を図るため、導入・保守方法について広く企画提案を募集し、最も適格と判断される事業内容及び事業者を当該事業の受託候補者として選定することを目的とする。

2. プロポーザルの形式と参加資格等

このプロポーザルは公募型とし、参加できる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 5 年 6 月 12 日(公告日)時点で、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 号の規定に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者でないこと。
- (3) 令和 5 年 6 月 12 日(公告日)時点で、町税等を滞納している者でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条及び会津美里町暴力団等排除条例(平成 24 年会津美里町条例第 11 号)第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者ではないこと。
- (5) 過去 5 年以内に、同様の業務に関する委託契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

3. 事業概要

(1) 事業名称

会津美里町キャッシュレス決済およびセミセルフレジ導入業務

(2) 事業内容

別添「会津美里町キャッシュレス決済およびセミセルフレジ導入業務仕様書」
のとおり

(3) 契約期間

契約から令和6年3月31日まで（キャッシュレス決済の開始は令和6年1月を予定）

(4) 提案上限額

本業務における委託料は、3,503千円（消費税及び地方消費税含む）以内とする。なお、この金額は契約時の予定価格ではないことに留意すること。

4. 質問書の提出

不明な点がある場合の質問の提出及び回答

質問書の提出は、電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「会津美里町キャッシュレス決済およびセミセルフレジ導入業務に関する質問」とすること。

(1) 提出様式

質問書(様式第6号)

(2) 提出場所

会津美里町役場総務課防災情報係

E-mail somu@town.aizumisato.fukushima.jp

(3) 提出期限

令和5年6月19日（月）午後5時まで

(4) 回答方法

令和5年6月23日（金）に町ホームページに掲載する。

5. 参加表明書等の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 事業者概要書(様式第2号)

ウ 法人登記簿(登記全部事項証明書)

エ 納税証明書(直近のもの)

オ 過去における同種業務の実績一覧(任意様式 A4版 1枚)

カ オに挙げた業務の実績が分かる資料(任意様式 A4版 5枚以内)

(2) 提出期限

令和5年6月26日（月）午後5時まで

(3) 提出場所

会津美里町役場総務課防災情報係(福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地)

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

6. 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次に定めるところにより作成し、提出すること。

(1) 企画提案に必要な書類

企画提案に必要な書類は次のとおりとする。

ア 企画提案書(様式第3号)

イ 企画提案(様式は自由とする。)

ウ 業務実施体制表(様式第4号)

エ 統括責任者調書(様式第5号)

オ 工程表(任意様式 A4版 1枚)

カ 参考見積書及見積内訳書(任意様式 A4版)

(2) 提出期限

令和5年6月30日(金)午後5時まで

(3) 提出場所

会津美里町役場総務課防災情報係(福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地)

(4) 提出部数

7部(参考見積書は正本1部のみ押印し、残りは複写可)

(5) 提出方法

持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

※提出書類は電子媒体でも提出すること。

7. 一次審査結果連絡

(1) 審査方法

審査委員会及び事務局は、参加表明等の書類確認及び企画提案書提出書類について評価基準に基づく評価を行い、参加表明者の中から提案資格者を3者程度選定する。

(2) 結果連絡

結果については、令和5年7月5日(水)

「第一次審査結果通知書」により通知する。

8. 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

次により企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ただし、参考見積額が提案上限額を超える場合は対象としない。

(1) 日時及び場所

令和5年7月10日(月)に実施の予定。開始時間等は、参加表明書等を提出した者に後日通知する。

(2) 説明者

本業務の主たる担当者とし、3名以内とする。

(3) 持ち時間等

45分程度(プレゼンテーション:30分以内、質疑応答:15分程度)

(4) 使用機器

プロジェクター(HDMI端子)は町が準備する。その他の機器(パソコン等)については、提案者が準備すること。

9. 企画提案の選定

会津美里町会津美里町キャッシュレス決済およびセミセルフレジ導入業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)における審査を経て、本業務について最も適切な企画提案を選定する。なお、委員会は非公開とする。

(1) 企画提案書等の審査方法

企画提案書等に関する評価は、次の各項目について総合的な判断により行う。

ア 業務実績

イ 業務実施体制

ウ 業務目的及び業務内容の理解度

エ プレゼンテーション及びヒアリング

オ 参考見積の金額及び提案内容との整合性

(2) 企画提案書等の評価

ア 別表のとおりとする。

イ 最高得点を得たものを最優秀者として契約候補者に選定する。最高得点と同点の場合は、委員会で協議し、その順位を決定する。

(3) 選定結果の通知及び公表

審査結果については、各提案者に通知するとともに、町ホームページにおいて公表する。また、本プロポーザル手続完了後、各提案者(選定されなかった者についてはその名称を除く。)に関し、総合点数を公表する。

なお、本選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

10. 契約の締結

評価点数が最上位の者を、本業務に係る随意契約の見積書提出の相手方として選定するとともに、事業の詳細内容の協議を行うものとする。ただし、契約交渉が不調のときは、評価点数が上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合(提出者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りでない。)
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 複数の提案を行った場合
- (5) その他本要領の定めに反した場合

12. その他

- (1) 企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出するものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、会津美里町情報公開条例(平成17年会津美里町条例第19号)に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除いた部分が公開されることがある。
- (6) 提案者が11.の(2)から(5)までのいずれかに該当することが契約締結後に発覚した場合は、当該契約を取り消すことができるものとする。
- (7) 提案者が1者のみであっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。なお、最低基準点は委員会委員の合計得点300点とする。

13. スケジュール(再掲)

内容	日程
公告	令和5年6月12日(月)
質問書の提出期限	令和5年6月19日(月)午後5時まで
質問書回答日	令和5年6月23日(金)
参加表明書等の提出期限	令和5年6月26日(月)午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和5年6月30日(金)午後5時まで
一次審査結果連絡	令和5年7月5日(水)予定
プレゼンテーション及び ヒアリング	令和5年7月10日(月)予定
審査結果通知	令和5年7月18日(火)予定

14. 問い合わせ先

会津美里町総務課防災情報係

所在地 〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

連絡先 TEL 0242-55-1119(直通)

メール somu@town.aizumisato.fukushima.jp

(別表)

評価項目	項目内容
実施体制、研修計画	①業務に必要な知識・経験を有する人員が適切に配置され、市との協議体制は適切に整備されているか。 ②具体的で無理のない導入計画が示されているか。 ③職員研修の内容は、キャッシュレス決済を円滑に開始するための理解や習得を促進できるような提案となっているか。
機器等の機能・特徴及び通信方法	①業務仕様書に準拠した必要な性能を備えているか。 ②決済端末は職員にとって使いやすいものとなっているか。 ③レシートの内容は町民にとってわかりやすいものか。 ④決済情報の集計情報が取得しやすく、職員にとって使いやすいものか。 ⑤円滑な処理及び窓口業務における時間の削減やミス予防につながる機能を有しているか。
利用可能な決済手段・取扱いブランド	①必須対応としているブランドに加え、豊富な種類のキャッシュレス決済が利用可能であるか。 ②決済手数料率は適切か。
入金及び支払い方法	収納金の町指定金融機関への納付時期や明細の提供時期は、迅速かつ無理のないスケジュールとなっているか。
費用	①導入費用は適切な額が計上されているか。 ②運用費用は適切な額が計上されているか。
保守・サポート	①保守や使用方法に関する問合せ対応が充実しているか。 ②障害等が生じた場合、迅速に対応可能なサポート体制となっているか。
追加提案	効果的・効率的な運用等の提案があるか。
導入実績	地方公共団体において、類似提案の受注実績は十分であるか。